

加西市監査公表第2号

加西市職員措置要求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成20年7月1日付けで提出のあったみだしの措置要求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成20年8月25日

加西市監査委員 小 谷 融
加西市監査委員 高 橋 佐代子

1. 請求の要旨

平成20年7月1日に提出された住民監査請求書及び同年7月31日に請求人が行った陳述によると、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 施設の無償提供

生活補完デザイン研究所（以下「研究所」という。）は、平成20年4月20日にアスティアかさい（北条周辺地区市街地再開発ビル）に研究所を開設した。加西市（以下「市」という。）は、アスティアかさい管理組合から有償で賃借している共用部分を、無償で研究所の施設として提供している。研究所に対する無償貸付は、違法であり、賃貸料を請求すべきである。

(2) 業績のない研究所への業務委託

市は、研究所に対し、水質や大気など環境分析業務を委託している。業務実績のない研究所に業務を委託することは、不当であり、解除すべきである。

2. 監査の実施

(1) 監査の対象

監査の対象としたのは、措置請求書および請求人の陳述から特定される次の2点である。

- ① 市は、研究所に対し、無償で施設を貸付けている。
- ② 市は、業務実績のない研究所に、水質や大気など環境分析業務を委託している。

(2) 監査の実施

経営戦略室の関係職員から事情聴取を実施したほか、当局が作成した関係書類等について監査を実施した。

3. 監査の結果

(1) 事実の確認

イ. アスティアかさいからの有償借用

アスティアかさいの運営は、株式会社加西北条都市開発が行い、管理又は使用に関する事項は、アスティア加西管理組合（以下「管理組合」という。）が行っている。

市は、平成20年3月31日に管理組合と、このアスティアかさいの4階市立図書館に

隣接する展望ホールの共用部分（以下「共用部分」という。）106.78㎡（32.30坪）を有償で使用する契約を締結した。この賃貸借料は、これまで市が共用部分の維持管理費として管理組合に支払っていた額に相当するものである。

ロ. 研究所に対する無償貸付

市は、平成20年4月1日に研究所と、上記イの共有部分を市が研究所に2年間無償で提供する協定を交わしている。

ハ. 研究所への環境分析業務の委託

近年、行政課題がますます高度化・専門化してきていることから、市は官学連携協定として、平成20年4月に関西大学と、また同年5月には東洋大学と包括協定を締結し、さらに同年9月には、神戸大学と地産地消、特産品の開発等の研究を締結する予定である。

本件は、大阪大学と社会福祉法人円融会が平成19年10月に共同研究契約を締結し、加西市に研究所を立上げ、大阪大学の教授以下研究員のスタッフが整っていたことから、官学連携協定の一環として研究所と協定を締結したものである。研究所との協定内容は、市は次の事業について研究所の協力を得て実施することとしている。

- ① 水質・大気分析などの各種環境分析
- ② サイエンス教室・食の安心安全教室などナレッジ・ファクトリー事業
- ③ 特産物・商品などの認証事業
- ④ 飲食サービス業・企業など衛生指導事業

(2) 判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

イ. 市が研究所に対し無償で施設を貸付けていることは違法であるとの主張について
市が契約によりアステリアかさいからの借用している財産は公有財産ではないが、その管理に当たっては、公有財産と同一の取扱いがなされている。

行政財産の使用を許可した場合の使用者から徴収する使用料については、市の「行政財産の使用許可に関する使用料条例」において、市長が特に必要と認めるときには、使用料を減免、又は免除することができる規定されている。この規定をもとに、市では、研究所と市が共同プロジェクトにより、食品、生産物、商品の安心安全及び環境などの分野において協力し、住みよい地域社会の実現と人材の育成を目指すことは、市にとって有益な活動であることから、市が施設を無償提供したものであるとしている。両者の連携協力に関する協定書の内容からみて公共性が認められることから、市が研究所に対し無償で施設

を貸付けていることは、直ちに違法な行為であるとはいえない。

ロ. 市が業務実績のない研究所に水質や大気など環境分析業務を委託することは不当であるとの主張について

市と研究所の連携協力に関する協定書の内容からみて、その内容は官学連携事業の一環であると認められることから、市が水質・大気分析などの各種環境分析事業等に研究所の協力を得て実施することは、不当な行為であるとはいえない。

4. 結 論

以上のことから、市が研究所との協定により、施設を無償で貸付け、また、水質・大気分析などの各種環境分析事業等に研究所の協力を得て実施することは、違法、不当な取り扱いではない。したがって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。